

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年6月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400001号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2400006号

第1 結論

昭和53年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和57年4月から昭和63年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年*月から昭和57年3月まで
② 昭和57年4月から昭和63年9月まで

請求期間①について、自身が30歳か31歳の頃に、学生時代の国民年金保険料を遡って支払うようにということで、1年分の納付書が3年のあいだ毎年、社会保険事務所(当時)から自宅へ送られてきて、当該期間の国民年金保険料を毎月、A銀行B支店の窓口で納付していたにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

請求期間②について、大学を卒業し、学校の臨時教員として仕事を始めたが、厚生年金保険に入れるかどうか分からなかったので、昭和57年4月頃、C市D区役所で国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料について、A銀行E支店の自身の口座から口座振替で納付していたにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、自身が30歳か31歳の頃に、学生時代の国民年金保険料を遡って支払うようにということで、1年分の納付書が3年のあいだ毎年、社会保険事務所から自宅へ送られてきた旨主張しているが、20歳以上の学生が国民年金の強制被保険者となったのは、平成3年4月1日からであり、請求期間①当時、学生は本人の申出により任意加入被保険者となることができたが、請求者は任意加入の申出を行っていない旨陳述している上、

制度上、遡って国民年金の任意加入被保険者資格を取得することができない。さらに、オンライン記録によると、請求期間①について、請求者は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されないため、保険料を納付することができない。

また、A銀行業務集中センターは、納付書等の金融機関控えの保存は10年であり、請求期間①当時の資料は保存期間経過のため残っていない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2. 請求期間②について、請求者は、昭和57年4月頃にC市D区役所で自身の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料はA銀行E支店の自身の口座から口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号（*）の前後の番号が付与された被保険者記録により、請求者の国民年金の加入手続きが行われた時期は平成2年10月頃と推認されることから、請求者の主張する国民年金の加入手続き時期と一致しない上、当該加入手続き時期まで請求者は国民年金に未加入であり、口座振替により請求期間②の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、C市D区役所は、国民年金加入者に係る資料等は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400003号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2400005号

第1 結論

昭和56年11月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年11月から昭和61年3月まで

私は、昭和56年11月にエレクトーン講師になったが、個人事業主扱いであったため、国民年金に加入する必要があると、同年11月から同年12月頃に、A市のB区役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、いずれかの金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付した。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年11月から同年12月頃に、A市のB区役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付した旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳(国民年金手帳記号番号:*)には、初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和61年4月1日」と記載されており、オンライン記録とも一致し、請求者が当該記号番号で同日より前に国民年金に加入した記録は確認できない上、請求者の前後の番号が付与された被保険者の記録により、昭和62年11月頃に初めて国民年金の加入手続きが行われたと推認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、納付書は発行されず当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間当時の住所地であったとしているA市C区（当時はA市D区）及びE市F区に対し、国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、いずれも当時の資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。